

部会編成について（案）

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例第3条第2号及び第3号に係る調査を行うため、本委員会に部会を設ける。

部会は、第1部会及び第2部会とし、編成は次のとおりとする。

新規案件については、第1部会で調査を行う。

（１） 第１部会

- | | |
|----------|----------|
| ・精神保健 | 佐野英孝委員 |
| ・心理学 | ◎伊藤真理子委員 |
| ・社会福祉 | 三浦修委員 |
| ・法律 | 小淵真史委員 |
| ・教育 | 入山満恵子委員 |
| ・青少年健全育成 | 脇屋淳子委員 |

（２） 第２部会

- | | |
|----------|--------|
| ・精神保健 | 田中恒彦委員 |
| ・心理学 | 浅田剛正委員 |
| ・社会福祉 | 山田淳子委員 |
| ・法律 | ◎岩渕浩委員 |
| | 立川絵理委員 |
| ・教育 | 高橋知己委員 |
| ・青少年健全育成 | 吉田金豊委員 |

◎は部会長